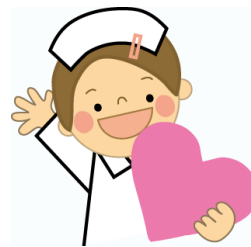


母子家庭・父子家庭の方の  
就職に有利な資格取得を応援します！



## 高等職業訓練促進給付金等事業

郡山市では、母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんが就職に有利な資格を取得するため養成機関で修業する場合に、給付金を支給して生活の負担軽減を図ります。

**対象者** 市内にお住まいで、次の条件すべてを満たす方。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること。
- ② 今までに訓練促進給付金等を受給していないこと。
- ③ 養成機関において1年以上の養成課程を修業し、資格の取得が見込まれること。
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められること。

**対象資格** 看護師（准看護師含む）・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他市長が適当と認める資格

### 支給額

	訓練促進給付金（修学中）	修了支援給付金（修了後）
市民税非課税世帯	月額 100,000 円	50,000 円
市民税課税世帯	月額 70,500 円	25,000 円

（訓練促進給付金）

- ・支給月額、4月分から7月分までは、対象者本人及び本人の同一世帯員全員における前年度（前々年分）の所得・課税状況が、市民税非課税世帯であるか市民税課税世帯であるかにより決定します。
- ・毎年6月に、現年度（前年分）の所得・課税状況の確認を行い、非課税世帯又は課税世帯の区分に変動がある場合は、支給月額が8月分から変更になります。

（修了支援給付金）

修了日時点の年度での本人及び同一世帯員の課税状況により金額を決定します。

（みなし寡婦（夫）の算定適用）

- ・平成30年8月より、未婚の母子（父子）世帯に対して地方税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用します。

### 支給期間

【訓練促進給付金】

修学全期間（ただし上限3年間）

※平成30年4月より、訓練給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には通算3年間まで支給対象となります。

【修了支援給付金】

修了日以降1回限りの支給となります。

（裏面あり）

## 手続き

### 【訓練促進給付金】

- ・事前に当センターでご相談の上、支給申請を行ってください。
- ・年度ごとに申請が必要です。修学開始月から申請することができます。
- ・年度途中の申請の場合、申請月分からの支給になります。
- ・支給決定通知がありましたら、毎月、訓練給付金請求書及び出席状況報告書を提出してください。

### 【修了支援給付金】

修了日から起算して 30 日以内に、支給申請を行ってください。

## ※訓練促進給付金手続きについて

事前相談

まず、申請前に当センターへご相談ください。



支給申請

高等職業訓練促進給付金等支給申請書に必要書類を添えて

審査



修業開始日以降に申請してください。

決定通知

申請書等審査後、高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書を交付します。



請求

毎月、翌月の 10 日までに、「訓練給付金請求書」及び「出席状況報告書」を提出してください。



給付金支給

翌月に振込み

## 支給方法

### 【訓練促進給付金】

出席状況報告書確認後、翌月に指定の口座へ振り込みます。

### 【修了支援給付金】

修了支援給付金の支給決定後に指定の口座へ振り込みます。

## お問い合わせ

郡山市子ども支援課 子ども家庭相談センター  
(ニコニコ子ども館 5 階) 024-924-3341

(平成 30 年 12 月作成)